

提言書 ～ コミュニティ協議会 ～

魚沼市が総合計画の実施計画に位置付けて進めているコミュニティ活動支援事業について、市議会では総務文教委員会において施策としての課題等の検討を行ってまいりました。委員会での検討結果に基づき提言書を提出いたします。

主 旨

委員会では、大きく2点について検討を行ってまいりました。

一つは、未設置の地域に対する設立の促進であり、もう一つは、コミュニティ協議会の最終的な状態として市が示している、「自らの計画に基づく地域づくりを実践するため必要な権限と財源をもち、住民自治を実現させる。」を具体的にどのように進めるのかという点であります。

この2つの課題を早期に解決し、コミュニティ協議会の設立を促進させ、必要な権限と財源、そして責務をもった組織とすることにより、市と適切な役割分担の中で地域を活性化させ、効率のよい自治を実現していくことが必要です。

提 言 事 項

- 1 現在のコミュニティ協議会の認定基準を見直し、基準に適合しないために協議会の設立を望みながらできない地域の解消を行うこと。
- 2 市がコミュニティ協議会に対して望む姿を、具体的な業務、交付する財源、そして人的な支援を明示したうえで示すこと。

魚沼市長 内田 幹夫 様

令和5年1月5日

魚沼市議会 議長 関矢 孝夫

【ご検討いただきたい視点】

○未設置の地域に対する設立の促進

①コミュニティ協議会を設立し、自治会を超えた地縁的なつながりのある地域で活動を望んでいても、市が示す「人口2千人以上、小学校区」といった基準に合致せず設立が認められない地域があるため、弾力的に設立を認められるようコミュニティ活動助成事業補助金交付要綱を見直すこと。

○市が目指す姿を、財源や人的な支援を含め具体的に明示

①自治会や公民館（分館）があり、コミュニティ活動は十分足りていると自治会が考えているため、協議会の必要性を認めない地域や参加をしない自治会がある。「市はコミュニティ協議会と協働し、どのように地域づくり施策を進めるか」を示すこと。

【市が目指す姿を明確化するために必要なこと】

- ・市の人口構成比から見た問題点と課題の洗い出し
- ・現在活動中のコミュニティ協議会が抱える問題点と課題の洗い出し
- ・既存の地域づくり関連の助成制度や地域要望処理の流れの周知

②コミュニティ協議会が事務事業を行うにあたり、事務等を行う人材の確保や必要な財源の交付について、既存の制度の見直しや新たな仕組みの構築を行うこと。